

別紙

諮問第1106号

答 申

1 審査会の結論

「宮下公園対策警備について渋谷区から警視庁への相談及び申請等がわかる文書（2016年9月以降～3月27日まで）」の開示請求に対し、「渋谷区立宮下公園の閉鎖に伴う警戒警備の要請について」を特定し、一部開示とした決定について、当該対象公文書を特定したことは、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「宮下公園対策警備について渋谷区から警視庁への相談及び申請等がわかる文書（2016年9月以降～3月27日まで）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成29年5月15日付けで行った一部開示決定について、平成29年3月23日付「宮下公園対策警備実施計画」を作成する基になった渋谷区からの依頼文を特定し、開示するよう求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

平成29年3月27日に渋谷区にある宮下公園が閉鎖された際に、警察官が大量に動員されていたことから、渋谷区が警視庁に対し、警備の依頼文を出し、渋谷区からの依頼を受けた警察署と機動隊が警備計画書を作り、当日の警備に当たり、その当日の記録をつけているものと考えた。そこで、3月27日に渋谷区に対し、「閉鎖に対し、警察署に出した依頼文」という情報公開請求をし、該当文書として、「渋谷区立宮下公園の閉鎖に伴う警戒警備の要請について（平成29年3月24日付け、渋土緑発第82号）」

の開示を受けた。

当該文書の記載によれば、起案、決裁、公印、施行とも2017年3月24日とされており、このことから渋谷区が渋谷警察署に対し、当該文書を提出した日は、3月24日であることが分かる。

渋谷区に情報公開請求をした同日、警視総監に対し、2017年3月27日に行われた宮下公園周辺の警備に関する警備計画書を情報公開請求したところ、「宮下公園対策警備実施計画（平成29年3月23日付、渋谷・警備）」と「3・27『宮下公園対策警備実施要領』（平成29年3月24日付、三機・警備）」の2種類の資料の一部開示を受けた。

「宮下公園対策警備実施要領」は、渋谷区が「渋谷区立宮下公園の閉鎖に伴う警戒警備の要請について」の依頼文を出した日と同日の3月24日に作成されていたので問題にしないが、渋谷警察署が作成した「宮下公園対策警備実施計画」は、渋谷区が出した依頼文の日付の一日前である3月23日付けで作成されていた。

行政から警備依頼が来る前に警備実施計画を作成するのが警視庁の通常のやり方なのか、疑問に感じ、渋谷区が正式に警備の依頼文を出す前に、渋谷警察署に相談・連絡した可能性も考えられることから、警視庁に対し、「宮下公園対策警備について渋谷区から警視庁への相談及び申請等がわかる文書（2016年9月以降～3月27日まで）」という情報公開請求をしたところ、渋谷区が公開した「渋谷区立宮下公園の閉鎖に伴う警戒警備の要請について」と同じものが一部開示され、疑問点の解消につながらなかったため、審査請求を行うことにした。

もし、行政からの警備依頼文書が出される前に所轄の警察署が警備計画書を作ることがあるのなら、その根拠となる法令を示してほしい。

また、警視庁は、理由説明書において、渋谷区と渋谷警察署では、「宮下公園対策警備実施計画」を作成する以前の日に事前協議を行っており、渋谷警察署は、渋谷区からの警備要請を待つまでもなく、同協議の内容を踏まえて当該警備計画を作成している旨説明しているが、同協議について具体的な説明がなされていないため、同協議を行ったことを前提に当該警備計画の作成年月日が一日前であると主張しても、説得力はない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人は、審査請求書において、本件開示請求に対する処分の「非開示部分については争わない」旨述べていることから、当該処分のうち、公文書の特定理由について、以下説明する。

(1) 審査請求人が提出した審査請求書及び反論書によれば、審査請求人の主張は、本件開示請求に係る公文書として、渋谷区長から渋谷警察署長宛ての渋谷区立宮下公園閉鎖に伴う警備（以下「本件警備」という。）の要請書のみ開示されたが、渋谷警察署で作成された本件警備に係る計画書「宮下公園対策警備実施計画（平成29年3月23日付け、渋谷・警備）」（以下「本件警備計画書」という。）の作成年月日が、本件警備の要請書の作成年月日よりも前であることから、「本件警備に係る要請書以外に、本件警備計画書を作成する基となった渋谷区長からの依頼文等があるはずである」と要約される。

(2) 渋谷区と渋谷警察署では、本件警備に係る要請書及び本件警備計画書が作成される以前の日に於いて、本件警備についての事前協議を行っており、渋谷警察署は、渋谷区からの本件警備に係る要請書の提出を待つまでもなく、同協議の内容を踏まえて本件警備計画書を作成している。

当該協議においては、渋谷区からの文書等の提出はなく、渋谷警察署が用意した宮下公園の図面を参考資料として協議を行ったが、同公園においてはこれまでも各種警備を行っていることから改めて図面を保存する必要もなく、また、同図面については本件警備計画書にも記載したことから、本件警備計画書作成後に廃棄しており存在せず、本件開示請求に係る公文書は、本件対象公文書以外には存在しない。

(3) また、審査請求人は、「行政からの警備依頼書が出される前に所轄の警察署が警備計画書を作ることがあるのなら、その根拠となる法令を示してほしい。」と主張する。

警備計画書の作成については、警視庁警備規程（昭和39年1月10日訓令甲第1号。以下「警備規程」という。）71条（実施計画の策定）に「関係機関との連絡を密にし、事案の発生が予想される場合は、すみやかに実施計画を策定するものとする。」と規定されており、関係機関からの警備要請がなければ警備計画書が作成されないもので

はなく、警備要請の有無にかかわらず、事案の発生が予想される場合には、警備計画書を作成するものであるという警備規程の趣旨に鑑みれば、前記渋谷区との事前協議により本件警備計画書を作成したこと及び同計画書の作成年月日に不自然、不合理な点は認められない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年11月22日	諮問
平成30年 7月 4日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 7月19日	審査請求人から意見書收受
平成30年 7月26日	新規概要説明（第164回第三部会）
平成30年 9月18日	審議（第165回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書として、「渋谷区立宮下公園の閉鎖に伴う警戒警備の要請について（平成29年3月24日付け、渋土緑発第82号）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、「非管理職の警察職員の印影」について条例7条2号及び4号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

イ 審査会の審議事項について

審査請求人は、審査請求書において、本件対象公文書以外に、本件警備計画書を作成する基になった渋谷区からの依頼文等を開示するよう求めており、一部開示とした本件対象公文書の非開示部分については争わない旨主張している。

そこで、審査会は、本件対象公文書の特定の妥当性について判断する。

ウ 警備実施計画について

警備実施計画については、警備規程71条（実施計画の策定）において「計画責任者は、平素から情勢判断を的確に行ない、関係機関との連絡を密にし、事案の発生が予想される場合は、すみやかに実施計画を策定するものとする。」と規定されている。

エ 本件対象公文書の特定の妥当性について

審査請求人は、審査請求書において、本件警備計画書の作成年月日が、本件警備に係る要請書である本件対象公文書の作成年月日の一日前であることから、本件対象公文書以外に、本件警備計画書を作成する基になった渋谷区からの依頼文等があるはずなので、開示するよう求めている。

これに対し、実施機関は、本件対象公文書の特定理由について、本件警備計画書が作成される以前の日に於いて、渋谷区と渋谷警察署は、本件警備について事前協議を行っており、当該協議において、渋谷区からの文書等の提出はなく、渋谷警察署が用意した宮下公園の図面を用いて協議を行った旨説明している。また、同公園においてはこれまでも各種警備を行っていることから、改めて図面を保持する必要はなく、同図面については本件警備計画書にも記載しているため、同計画書作成後に廃棄しており、本件開示請求に係る対象公文書は、本件対象公文書以外には存在しない旨説明している。

なお、審査請求人は、仮に、行政機関からの警備依頼文が出される前に所轄の警察署が警備計画書を作ることがあるとすれば、その根拠となる法令を示してほしいなどと主張している。

これに対し、実施機関は、警備規程71条において「関係機関との連絡を密にし、

事案の発生が予想される場合は、すみやかに実施計画を策定するものとする。」と規定されており、警備要請の有無にかかわらず、渋谷区との事前協議の内容を踏まえ、本件警備計画書を作成した旨説明している。

以上のことを踏まえると、上記実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件開示請求に係る対象公文書として本件対象公文書を特定し、一部開示とした決定について、実施機関が本件対象公文書を特定したことは、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋